

農林水産省農産局長 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

### 承 諾 及 び 誓 約 書

不作時等の放出備蓄米の買受資格者（有資格者）となるに当たって、政府所有米穀を買い受けた場合には、当該米穀を販売予定書に沿って適切に販売するとともに、以下の承諾事項について承諾し、以下の誓約事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

#### <承諾事項>

- 1 地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。）の職員による販売予定書に沿って適切に販売しているかの確認のための立入検査に協力し、関係帳簿書類の確認等を受けることを承諾します。
- 2 政府所有米穀を買い受けてから販売し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を当該米穀の販売後 2 年間保存することを承諾します。
- 3 商号又は名称及び代表者氏名並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾します。
- 4 政府所有米穀の不適切な販売の事実が確認された場合は、政府所有米穀の買受資格

者の資格を取り消されるとともに、売買契約に基づく違約金を納付し、また、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに不適正流通の内容が公表されることを承諾します。

#### <誓約事項>

- 1 申請者（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が米穀の流通に関する法令\*1の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 2 申請者について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3 申請者について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 下記ア又はイにも該当せず、また、将来においても該当しないこと。

#### 記

##### ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

イ 契約の相手方として不適當な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

---

\*1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。